

令和2年度第2回 岡山県動物愛護推進協議会 岡山県動物愛護管理推進計画の改訂について 委員からの御意見に対する対応

R2.9.30

資料頁	項目	委員御意見	対応（県の考え方）
全体	全体	・今後、県民の方々の賛同・協力を得るためにも、一般県民にもわかりやすく、読みやすいパンフレット等にすることによって、広く周知・披露していただければより良いことと思う。（松本委員）	・パンフレットを作成し、県民を対象とした配布等を予定しています。
P1 18行目他	第1章 基本的な考え方 1 計画改訂の趣旨	・今回の改訂で、「共存」から「共生」へと動愛法に合わせるのには解るが、共存と共生の違いが説明できるようにしておいてほしい。岡山県動物愛護センター設立以来「共存」という表現を用いている。（國近委員）	・二種以上の生物が同時に生存・存在することが「共存」で、単に存在するだけでなく相互に作用しあう状態で生活することが「共生」です。平成25年度の法改正で国も「共生」という言葉を用いていることから、このたびの、県の動物愛護管理施策の根幹である動物愛護推進計画の改訂に併せて文言を変更したところであり、従来から一般的に使用している「共存」という言葉を否定するものではありません。
P4 5行目	第2章 岡山県の動物の愛護及び管理に関する現状 1 岡山県の動物愛護行政	・「岡山市及び倉敷市は、それぞれの市区域を所管し、県はそれ以外の区域を所管しています。」を掲載しているが、「それ以外」という表現は少し雑である。（國近委員）	・以前より「政令指定都市の岡山市や中核市の倉敷市などの所管を除いた25市町村」について「それ以外」と表記しているところです。

資料頁	項目	委員御意見	対応案（県の考え方）
P14 10行目	3 犬・猫の愛護管理に関する状況	・「警察と連携」と掲載しているが、警察が実際に動くことになった案件はどれくらいあるか。（瀧本委員）	・警察からの猫の引取数については、別紙のとおりです。
P24 9～10行目	第3章 施策の展開 基本方針Ⅰ	・「優しいまなざしを向ける態度が求められます。」を掲載しているが、「取り扱いにこれを反映させる態度が求められます。」と記載するほうがよい。（奥田委員）	・令和2年4月30日付け環境省告示「動物の愛護および管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の中で、動物の愛護および管理の基本的な考え方について、国がこの表現を用いていることから、同じ表現を使用したものです。
P27 22行目	2 殺処分削減へ向けた多方面にわたる施策の取組み	（再掲：P14 10行目と一括しての御意見） ・「警察と連携」と掲載しているが、警察が実際に動くことになった案件はどれくらいあるか。（瀧本委員）	（再掲） ・警察からの猫の引取数については、別紙のとおりです。
P35 21行目	基本方針Ⅱ 2 特定動物飼養者の社会的責任の明確化と指導	・「意識の向上による遺棄」について、意識が向上すると遺棄するという事なのか。言葉の意味がよく分からない。（松本委員）	・「（1）①個体識別措置実施の促進」にある文章であり、「意識の向上」は「個体識別措置実施の促進」に係ることから、「個体識別措置実施の促進」の「意識が向上」することで、特定動物の「遺棄」の未然防止が図られるという意味です。
P37 26行目	3 動物取扱業者の社会的責任の明確化と指導	・「帳簿の備え付け」について、他では「備付け」になっている。（松本委員）	・「備付け」に統一します。
P38 1行目		・「情報収集を行とともに」となっているが、「行う」ではないか。（松本委員）	・「行う」に修正します。